# 会 議 録

会 議 名 (審議会等名)	平成 27 年度第 1 回小金井市廃棄物減量等推進審議会	
事 務 局 (担 当 課)	小金井市ごみ対策課	
開催日時	平成27年6月25日(木)午後3時から午後5時まで	
開催場所	小金井市役所第二庁舎 8 階 801 会議室	
出 委 <u></u> 員	<出席者:8名> 渡辺会長・大江副会長・加藤委員・降旗委員・清水委員・多田岳人 委員・北澤委員・鶴田委員・ <欠席者:5名>	
事 務 局	中谷環境部長、小野ごみ対策課長・藤田ごみ処理施設担当課長・石阪中間処理場担当課長・冨田・穐山・佐藤・山下・谷・吉崎・玉井	
傍聴者の可否	可 傍 聴 者 数 0	
会議次第	<ul> <li>1 開会         会長の辞任と新会長の選任について</li> <li>2 報告         平成26年度ごみ処理量及び資源物回収量         燃やすごみ処理量の昨年度との月別比較について         平成26年度 可燃ごみ処理の支援状況について         平成27年度 可燃ごみ処理の支援状況について         小金井市における資源物持ち去り行為を禁止するための条例改正の基本的な考え方(案)パブリックコメントの実施について</li> <li>3 議題         平成26年度施策の自己評価について</li> <li>4 その他</li> </ul>	
会議結果	別紙審議経過のとおり	
提出資料	別添のとおり	
その他		

渡辺副会長

では、これより平成27年度第1回小金井市廃棄物減量等推進審議会を開催する。

本日は、岡山委員、勝又委員、多田典子委員から欠席の連絡をいただいている。

本来は会長が進行を行うところであるが、一昨日付けで大江会長から本審議会の会長職を辞する旨の辞任届けが提出され、事務局が受領した。

新たに会長が選出されるまで私が職務代理を務めさせていただく。先 ず、大江前会長に発言をお願いする。

大江前会長

小金井市一般廃棄物処理基本計画並びに平成27年度一般廃棄物処理 計画の策定にあたり、ハードスケジュールの中、多大なご協力ご理解をい ただき感謝している。5月29日付けで第1回審議会の招集を私名で行っ たにも拘らず一身上の都合で会長職を辞することになり、申し訳なく思っ ている。

渡辺副会長

では、事務局から配布資料説明等をお願いしたい。

事務局

(配布資料説明) (職員紹介)

渡辺副会長

では、審議会会長の選出を事務局にお願いしたい。

ごみ対策課長

会長選出について副会長から依頼を受けたので、私が進行を務める。小金井市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第1項の規定によって「審議会に会長及び副会長1人を置く」とし、同条第2項の規定によって、「会長及び副会長は委員の互選によって定める」としている。方法は昨年度と同様、指名推薦の取扱いになる。

では、挙手にて推薦をお願いする。

大江前会長

前副会長を務めた渡辺委員を推薦する。

ごみ対策課長

渡辺委員を会長に選出することで良いか。

(異議なし)

それでは、新会長にご挨拶をいただきたい。

渡辺会長

大江前会長は委員としては引き続き任にあたられるとのことなので、支 えていただきながらやって行きたい。また皆さんの活発なご意見を期待し ている。

ごみ対策課長

では、ここからは渡辺新会長に進行をお願いする。

渡辺会長

引き続き副会長の互選を指名推薦にて行う。挙手にて推薦していただき

たい。 昨年の成果も含めて、会長を支えていただく意味でも、可能であれば大 清水委員 江委員にお願いしたいのだが、如何か。 会長を辞してこの席にいること自体潔しとしないつもりでいたが、任期 大江委員 が半分のところでもあるし、小金井に縁もあるので、少しでもお役に立つ ことがあれば身勝手なことをお許しいただき、副会長を務めさせていただ きたい。 渡辺会長 大江委員に後任をお願いすることで宜しいか。 (異議なし) 渡辺会長 それでは、本日の審議会の進行について事務局に確認をお願いする。 先ず小金井市廃棄物減量等推進審議会について、今年度は平成28年度 事務局 小金井市廃棄物処理計画について、市長の諮問に応じ審議し、市長に答申 する他、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関して、必要な事項につ いて意見を述べることができるものとされている。 審議会の開催は、委員の半数以上の出席がなければ開けないことにな っているので、万が一欠席の場合は2日前までに事務局まで連絡をお願い したい。 本審議会の内容については、原則公開とし、会議録についても前年度同 様の手続きにて公開する。 渡辺会長 事務局からの説明どおり、諸手続きは前年どおりである。更に録音のた め、発言の前に必ず自分の氏名を言っていただきたい。 次に事務局から資料説明をお願いする。 ごみ対策課長 (「平成26年度ごみ処理量及び資源物回収量について」と「燃やすごみ の処理量の昨年度との月別比較について」説明) ごみ処理施設担当課長 (「平成26年度及び平成27年度可燃ごみ処理の支援状況について」説 明) ごみ対策課長 (「小金井市における資源物持ち去り行為を禁止するための条例改正の 基本的な考え方(案)のパブリックコメントの実施について」説明) パブリックコメントは、平成27年6月15日から平成27年7月14 日まで実施している。その後、取りまとめて本審議会で報告させていただ くほか、9月の市議会で条例の一部改正を提案したい。今、パブリックコ

させていただくことになる。

メント中なので、皆様のご意見ご提案に関して、個別に回答を行うことは 出来ないが、審議会からの意見としてパブリックコメントに加味し、回答

渡辺会長

これまでのところで何か意見はあるか。

加藤委員

資料の3ページ目の26年度の可燃ごみ処理の支援状況の実績は12,549.8トンだが、前ページでは燃やすごみ処理量は12,576.9トンになっているがどこが違うのか。

持ち去り禁止条例策定については、どのくらいの効果があると思っているのか、具体的に教えて欲しい。

渡辺会長

加藤委員の発言に加えて、1ページ目の可燃ごみは12,763トンとなっているのでこの数字の違いを説明していただきたい。

ごみ対策課長

1ページ目の平成26年度ごみ処理量及び資源物回収量の可燃系ごみの中には、可燃系の粗大ごみが186トン含まれている。2ページ目は燃やすごみの処理量なのであくまでも燃やすごみとして集めて、そのまま広域支援先へ持って行っているものになる。

ごみ処理施設担当課長

2ページと3ページの数字の差は、市内の事業系ごみは原則として、各事業者が其々民間の処理業者と契約し搬入しているが、一部の市内事業者は、市を通して民間処理業者へ搬入している。その分が市のごみ量にカウントされることにより、広域支援先へ搬入した量との間に27トン差が出る。

渡辺会長

可燃系の粗大ごみはどこで処理されているのか。

ごみ対策課長

布団や木質系の粗大ごみは、其々民間業者に処理してもらっている。それが186トンとなる。

持ち去り行為による効果については、実際の持ち去り量は把握していない。26市中18市が条例を定めているが、条例の制定のみで効果が出ている市はあまりないようだ。効果は条例制定後の様々な取組によるものと考えられる。今回、この条例の基本的な考え方は、持ち去られないまちづくりをしようと言うことを主軸に置きたい。持ち去られるものに対して厳しくするのではなく、持ち去られないまちづくりを市民一人ひとりと協力して行っていこうという趣旨である。

加藤委員

条例の存否としては、ある方に賛成だ。私の町会でも、ステーション方式で資源回収をしていたときは、持ち去られることが多かったが、2年前から集団回収協力事業者に個別回収してもらうことにしてからは持ち去りが殆どなくなった。新聞の東などの上に一つ一つこれは子ども会の回収だというステッカーを貼り、さらに子ども会回収の横断幕を張っている。また、排出時間も前日ではなく、回収時間を事前に調整し、その直前頃に出すようにしているので、被害がほぼない。回収量も27トンから51トンに増えた。市民の取組み、業者との打合せ、張り紙を張るなどの工夫をすれば効果が上がると思う。また、こういった事例や他市の取組も、他の

集団回収をしているところに紹介することも大事だと思う。

鶴田委員

2ページの月別データだが、分析をして分かったことがあれば教えていただきたい。7月が多い理由はどう分析しているか?

ごみ対策課長

曜日によって収集箇所が違うので、その組み合わせによって若干増減することがある。また、可燃ごみなので、雨天の日に雨が袋の中に入ると量自体は変わらないが重さは重くなる。7月はボーナス月なので買い替えなどがあって可燃ごみに限らず不燃ごみも多くなる。分別の徹底がなされていない地域があることもごみ量が増えている要因の一つだと思う。

加藤委員

1ページの市民一人当たりの処理量で可燃ごみが298グラムと言うのは、人口10万人以上50万人未満の規模としては、日本で一番少ない量になると思う。市民と行政の努力の結果、ごみ量は減ってきているが従来の啓発施策では限界に来ている感がある。

多田岳人委員

資源物持ち去りの問題で、26市中18市が制定しているにも係らず効果が出ていないようだが、それらの市は何故効果が出ていないと判断しているのか。

ごみ対策課長

其々の市の施策の展開のやり方等があるので、個別の市の効果が出なかった理由をこの場では発言できない。やはり、条例を制定しているだけだと何の効果も出ない。市民や行政の目、収集業者や企業などの目がないと、効果が出ないと見込んでいる。

渡辺会長

支援状況だが、第1・2・3ブロックなどがあるが、支援に関して何か 仕組みがあるのか。持ち去り禁止の条例関係では、生活に困窮してアルミ 缶を集めて生活の足しにしているとか、そういったことを禁止しようと言 うのがこの目的ではない筈だが、効果としてはそういう人たちを萎縮させ ることになってしまう。本当に止めて欲しい行為と言うのは、業として車 を使って組織的に持ち去りをするということなので、本来禁止したいもの を禁止する文言に出来ないか。

ごみ処理施設担当課長

支援先のブロックの件だが、多摩地域は広域支援を開始したときに3ブロックに分けて、其々のブロックの中で相互支援ということでやろうとした経過がある。小金井市は第2ブロックなので、本来、そのブロック内で支援するという考え方があるが、過去の経過等から他のブロックの昭島市や西多摩衛生組合などにも支援いただいている。

ごみ対策課長

持ち去り禁止条例についてだが、考え方の根幹に触れるご意見だと考えられるので、パブリックコメントの中で報告させていただきたい。

加藤委員

私の町会の資源物回収の経験から言うと、持ち去り行為は古紙類のみと認識している。ただ、車両が市の収集車なのかそうではないのか分からな

くて持って行かれることがあるので、識別できるようにして欲しい。自動 車で持って行かれると大量なので打撃だ。

渡辺会長

自動車で古紙を持って行くことに関して禁じることで足りるのではないか。

清水委員

新聞、段ボール、雑がみ、雑誌を出して置くと雑誌だけ持って行く人が多い。禁止条例はあって良いと思うが、資源物の持ち去り行為によってどの程度収入が減ったか、見張りなどによってどのくらい経費が掛かるのか、効果を得るためにどのくらい費用を使うのか。効果対費用とこの条例が出てきた経緯を説明していただきたい。

ごみ対策課長

条例改正の背景としては、もともと新聞はちり紙交換と言うことで民業であったが古紙の値段が下がった時期に回収が行われなくなり、行政回収に変わった。その後、古紙の値段が再度上昇したので、それを売ることによって潤を得る人が増えている。条例制定は区部から市部に広がってきており、条例を制定していない自治体にまとまって来ている状況だ。近隣が条例を制定する中で、小金井市が制定しない理由もない。持ち去られている量については、新聞を購買している人が減少しているので正確な数字は出ないが、平成18年度と平成26年度を比較すると、収集量が新聞だけで約600トン程度減っている。この中のいくらかは持ち去られているのだろうと推測される。

新聞販売店の回収やチラシ回収、行政回収に出すなど排出する本人が意思表示する場合以外を持ち去り行為として出来るだけ根絶を図りたい。

清水委員

現実に小金井市にそういう人たちが集まって来ている傾向を把握しているのか。

ごみ対策課長

職員が庁用車に乗っているときに持ち去り行為者と思しき車両を目撃 している例もあるし、市民からの情報提供も沢山あるので、小金井市に集 まって来ているのではないかと見ている。

北澤委員

今18市が制定しているということだが、持ち去り行為禁止、禁止命令も出せる、命令に従わない場合は公表したり、20万円以下の罰金を課す、など中味は同じか。ばらつきはないのか。26市全部が制定した場合、中味的に緩いところに集まってしまうのではないか。

ごみ対策課長

先ず、資源物の収集方法によって違う部分がある。ステーションに出したものは、市に持って行ってくださいと意思表示した上でそこに置いている。現在は戸別収集で指定場所に出されたものは持ち去ってはいけないというその行為自体に対する禁止の条文になっている。窃盗と言うことではなく、その行為を禁じる。18市中13市が20万円以下の罰則規定を設けている。また、氏名公表を罰則規定に設けているのも13市だ。表現の仕方は違うが、概ね同じ罰則だ。

加藤委員

思い切って中野区や荒川区、文京区、掛川市のように市が一切新聞等を 回収しないということにすれば市の財政にも貢献するのではないか。

環境部長

最終処分が適正にされるかどうかそのルートの選択の問題だ。東京都は、持ち去り業者が最終処分をどのようにやっているのか分からないので、終末処理が見えないのは良くないとしている。大手2紙の新聞業者が回収しているのは、適正に最終処分をしているという担保があるので市民も安心して出せる。行政回収も集団回収も同じだ。資源になるものがどうなるか分かっているから市民も安心して資源化に役立つという高い意欲で出している。また、排出抑制だから出るところからどうやって止めていくか、出さないようにするにはどうするのか。私たちがこの条例を出したいのは市民と一緒に考えたいという思いもある。適性処理をするための一方策として行政回収するのか、加藤委員の発言にあったように、止めてしまって市民も一緒になって適正処理できる、資源化できる、リサイクルできることが分かれば、行政にとっても負担が減るのでそれもありかと思う。色々な意見をいただいて今回の改正条例をどう活かすか、これをやることによって更に資源化に発展させるか考えていけると良い。

ごみ対策課長

行政回収をしない自治体の手法として集団回収に一本化している例があるが、集団回収に出せない人達は可燃ごみに出すしかないので、可燃ごみが増える。今の小金井市の状況を考えると集団回収だけでと言うのは難しい。

清水委員

一時期不法投棄が酷かったが、最近は減ってきたと思う。不法投棄をされたほうは非常に迷惑なので市役所に報告するが、持って行かれた場合は不利益がないので一々報告はしない。市が不法投棄と同じように厳しく取り締まってくれれば収まるかもしれない。例えばエコポイントのように資源物をどこかに持って行けばポイントが付くようにすれば、資源物を持って行かれた場合、苦情を言う。資源物にインセンティブを導入することを考えでは如何か。若い人たちは案外そういうことに敏感だ。

降旗委員

ごみゼロ推進会議のまち美化部会で町会内をパトロールしているが、不法 投棄が非常に多いので、ボランティア袋を利用して回収している。

加藤委員

空き缶等のボックスがなかったり一杯だったりするとポイ捨てされる ので、市から業者に回収を指導して貰いたい。

多田岳人委員

この18市に限らず全国でこの条例によって成功を収めている例があれば紹介していただきたい。

ごみ対策課長

先進事例として世田谷区が裁判になって判決も出ているので、其々の自治体で置かれている状況等を加味して条例を制定している。収集方法がステーション収集なのか、戸別収集なのかで表現の仕方が違う。罰則を設け

ていない自治体もある。推測であるが、抑止効果を想定した中で条例制定しているところもある。小金井市も罰則規定を設けるが、罰金を取ることではなく、持ち去り行為を根絶することを目的とする。罰を与えることによって無くすのではなく、持ち去られないまちづくりを皆で考えようというところを進めていきたいという条例の考え方である。全国の事例等を完全に把握していないが了承いただきたい。

多田岳人委員

市内の資源物回収事業者などにさくらポイントカードに入ってもらって、市民が雑誌等を持って行けばポイントが付くようにすれば回収率が高まるのではないか。

ごみ対策課長

この意見はパブリックコメントの回答に合わせて検討する。

清水委員

さくらポイントカードは小金井市内の小売店が購入者にポイントを付与するものなので、既存のシステムを使うのは手軽にやれるし、市が応援資金を出すということもあるかも知れない。しかし、一般の商品のポイントとごみで付いたポイントは区別がしづらい。エコポイントカードがあれば一般商店でもごみを持ち込んでポイントを貰えるという形でそれを市が買い上げてくれる形になればお店も収入があるし、ごみを持って来たついでに買い物をするというケースも出てくる。既存のものではなく、ごみ処理とかと連動したポイントを作って、はっきり意識させたほうが良いと思う。しかし、導入に費用が掛かるし、立ち上げるのは大変だ。そういう事例があると思うので探してみて欲しい。

加藤委員

集団回収に関しては、規則の中で概ね20世帯と記されているが10世帯であっても対象になればもっと広がるのではないか。まだ仕組みなどを知らない町会もあるので、ごみ対策課から働きかけてはどうか。

ごみ対策課長

20世帯と言うのは目安なので、集団回収をしたいということであれば、個別に相談に応じる。

多田岳人委員

20世帯を10世帯にした場合、1キロ10円の奨励金を支払うのは難 しくなるのではないか。スケールメリットとの考量もあるのか。

ごみ対策課長

人数によって奨励金を出すということではなく、資源物の量に対して出すものなのであまり影響はないものと考えている。

渡辺会長

今の意見に関しては、パブリックコメントと併せて事務局に検討して貰いたい。

ごみ対策課長

(平成26年度施策の自己評価の説明)

渡辺会長

この件に関して意見はあるか。

#### 加藤委員

事業の進行状況と結果が分かる点については、良かったと思う。月別の報告資料でも、事業系ごみも家庭系ごみも減っていないので、このままだと減量出来ないのではないかと言う懸念を持っている。また、紙おむつの資源化は大きな項目になるのではないかと思う。以前、組成分析調査では家族型集合住宅の可燃ごみの20%以上が紙おむつだった。他市では、資源化をしているところがある。今後、高齢化を考えると紙おむつは増えるのではないか。宣伝・啓発よりも今後はごみ対策課の職員やごみゼロ化推進会議の委員が街に出て行かないと減量は出来ないだろう。

## 清水委員

自己評価の5ページだが、シのごみ相談員の欄の活動などの状況が芳しくないようだが、なぜか。

#### ごみ対策課長

ごみゼロ化推進委員の方々にごみ相談委員の役も担っていただくという制度だが、色々な意見がある。私たちは、近所の人から相談を受けた場合、ごみ分別の手引きの範囲内で答えていただきたいと考えているが、それを負担に思う人もいれば、もっと踏み込んでも良いと思う人もいる。ごみの相談委員制度が確立していないため、この書き方になっている。

#### 加藤委員

ごみ相談員としては、相談やごみ対策課との連絡を主に行っている。毎週土曜日に小学校で生ごみ投入を行っているが、そこでは色々な話が出るので、ごみ相談員の役割を果たしている。特に水切りによる減量についてだが、天日干しなどの実験も行っており、その効果もよく実感している。単にキャンペーンや市報の特集号やチラシの配布だけでは水切り効果に関する知識は本当には伝わらない。ごみゼロ化委員には多くの知識を持ち、より多くの市民と接する機会を持って欲しい。

#### 清水委員

生ごみ投入など具体的な機会が無いと声を掛けにくいということだ。行政と市民の協働が上手く回転すると費用を掛けずに成果を期待できるのだが、その成果が上がっていないので、市は何か考えているのか。

#### ごみ対策課長

リサイクル推進協力店に関しては、ごみゼロ化推進会議の事業所部会と 連携を取って増やしていく。そのほかの項目についても27年度の実施計 画のほうでは、もっと細かく私たちがやらなければならないことを書いて いる。よって、出来るだけ多くの項目を達成できるように業務に取組んで いく。

## 清水委員

商工会では、色々な店を把握しているにも拘らずリサイクル推進協力店 の話は一切出てこない。 商工会にも協力を求めるべきではないのか。

#### 加藤委員

ごみゼロ化推進会議でもリサイクル推進協力店の拡大について論議をしているし、商店会や商工会と話をする必要性を感じている。また、集合住宅では分別ルールが守られていないので、分別効果や減量効果を上げるために思い切って記名式にすれば良いと思う。全国的にも記名式にしている自治体がある。

渡辺会長

記名式にするとプライバシーの問題もある。

大江副会長

27年度施策を開始しておよそ3ヶ月過ぎたので、新規施策についてどう取組んだのか中間の議論が必要だ。例えば難再生古紙の回収は大きく下回ったので、今年度はもっとと書いているが、3ヶ月を過ぎた段階でどうやろうとしているのか出してもらったりしながらやっていくべきだ。折角自己評価をしたのだからこれを活かして、27年度について決めたことは、中間或いは四半期経過も見たほうが、来年度が充実する気がする。

北澤委員

評価欄のアだが、これは評価ではなく結果だ。何故駄目だったのか、どうすれば改善できるのか詰めて考えていく方向が望ましい。目標と結果の 乖離を分析しなければ、評価にならない。その点についても、皆さんと詰めていった方が良い。

加藤委員

大型生ごみ処理機についても要綱を見直さなければならない。

渡辺委員

難再生古紙のポテンシャルとしては60トンだろうが、現状のシステムとしての限界もある。このシステムでは60トンはキャパシティオーバーだろう。現状に置かれているシステムの中のどれくらいが利用されているのか。システムを改善する必要があるのか、備わっているシステムをもっと使ってもらう必要があるのか。他に数字が挙がっているものに生ごみや剪定枝がある。剪定枝はかなり量が多いので、現状のシステムでは100%利用してこうで、更に新しいシステムを変える必要があるのか、それとも市民がもっと協力的に両方使うことで現状のシステムでもっと増やすことが出来るのかが分かると思う。何をすれば良いか分かり易い。

清水委員

次回は10月29日だが、会議の間隔が開き過ぎではないか。

渡辺会長

昨年は基本計画も策定したので、密に行った経過だったと思う。

ごみ対策課長

先ほど大江副会長からの話があったが、平成27年度に示している施策の中間報告として9月末までの状況を報告させていただくつもりだった。 例年第1回は7月から、第2回が9月か10月くらいで、計6回くらいの開催だ。今年度は初回が本日、次回が10月、3月末までに6回審議する提案をさせていただいていたが、必要であるならば設けることは予算的に可能だ。

多田岳人委員

今回のパブリックコメントの結果報告が10月だと遅くはないのか。

渡辺会長

事務局に調整して貰いたい。では、もう一つの議題に移りたい。

ごみ対策課長

(欠員委員の状況報告)

ごみ処理施設担当課長

報告の1点目は本年7月1日、浅川清流環境組合の設立議会が開催予定だ。2点目は新ごみ処理施設の整備方針を3市で確認したので、小金井市ではホームページで報告している。

加藤委員

建設費はどのくらいになるのか教えていただきたい。

ごみ処理施設担当課長

建設費については、これから見積もりを取る段階だ。

大江副会長

今、検討を進めているところだと思うが、そのシステムはあるはずなので、一部事務組合の組織についての紹介をしておく必要がある。ハード面では白煙防止はどうしたのかなど、説明していただきたい。

ごみ処理施設担当課長

日野市の建設準備室で3年間事業者の選定に向けたアドバイザリー委託契約をしている。専門家や弁護士や各市の部長職を入れて選定委員会を立ち上げていく予定だ。その中で事業者からの提案を貰って総合評価をして業者を決めていく。来年後半くらいまで掛かる予定だ。

また、白煙防止についてだが、現時点では決まっていない。発電エネルギーを白煙防止に使うので、地元とも協力して具体的な話を進めていく。

多田岳人委員

26年度施策の自己評価の2ページに国分寺市、日野市との3市においてごみ分別等のスマートフォン向けの専用アプリ導入準備を行ったと書いているが、今、小金井で運用している、くるカメのアプリは将来浅川清流組合のアプリとして3市で統合したアプリになるというイメージなのか。

ごみ対策課長

同じアプリケーションベースを使っているだけで、記載されている内容は3市別々だ。キャラクターの活用部分では統合と言うことにはならない。

加藤委員

今後の話し合いについては浅川清流環境組合が行うことになるのか。最終的に決まるのは来年の後半と言う話だが、そこで本設計が決まり、設計業務に入るということか。また、収集分別についての料金検討については、今どのように進んでいるのか。

ごみ処理施設担当課長

ごみ処理施設の設置運営は新しい組合の仕事になり、小金井市の仕事ではなくなる。小金井市は構成市であるので、今までと同じように報告と言う形での情報提供になる。次のスケジュールに関する質問だが、来年末に事業者が決定する予定だ。

ごみ対策課長

何を焼却するのか、事業系のごみ処理の手数料の統合については、3市で意見交換をしているところだ。ただ、キャラクターの部分と同じく、ごみ減量施策・資源化施策は3市が其々やってきたので、それを併せていく形にはならない。一定意程度統合させる部分としない部分については意見

## 審議過程(主な発言等)

	六悔していて
	交換している。
加藤委員	事業系ごみの有料化の部分で統一するということが中心か。
ごみ対策課長	事業系のごみ手数料については、どこの市に合わせるのか、新しい料金 体制にするのか意見交換しているところだ。同じ料金にしなければならな いという認識はあるが答えは出せていない。
清水委員	近隣の施設では、100メートルの高さの煙突を設置している例があるが、煙突の高さが85メートルに決まった経緯を教えていただきたい。
ごみ処理施設担当課長	高さの10分の1以上の幅がある場合は、航空士が分かるのでフラッシュをつけなくても良い。しかし、幅がない場合は、100メートル以上はつけなければならない。60メートルから航空制限が掛かる。60メートル以上100メートル未満は赤い航空障害灯をつけなければならない。煙突の高さを高くすると拡散効率といって煙突から出た廃ガスがより広がりやすくなる。高いほうが拡散効率が上がるというメリットはある。但し、建設費も高くなる。白煙防止については、地元の皆さんと話し合いしながら考えていく。
事務局	(配布資料訂正)
渡辺会長	では、次回日程は検討とし、これで閉会とする。

以上